

全国初の LD 児支援拠点 神戸市が 4 月に設置へ

神戸市は 4 月、全般的な知的発達には遅れがないのに「話す」「読む」「書く」など特定の分野の習得が著しく困難な学習障害(LD)の児童らを対象に、臨床心理士や小児神経科医らが診断や教育支援を行う「こうべ学びの支援センター」を同市中央区に設置する。

神戸市によると、LD 児ら学習困難な子どもを専門に支援する拠点施設は全国初。23 日に発表された 2004 年度当初予算案に事業費約 700 万円が盛り込まれた。

対象は LD のほか、知的発達に遅れはないが、注意力が欠如するなどしている「注意欠陥多動性障害(ADHD)」の児童ら。文部科学省の調査では、LD などの障害を抱える小中学生の比率は約 6%とされている。

支援センターは、既存の施設を使い、臨床心理士ら 3 人が常駐。専門医 7 人も定期的に子どもの診断や保護者の相談を受け付け、学習方法について学校側にアドバイスする。治療などの医療行為は行わない。

市教育委員会は「学習障害の児童らは幼児期から注意を受け自信を失いがちで、正しい対応が必要」としている。

LD などをめぐっては、文科省が支援策を検討するため、中央教育審議会に特別委員会を設置する方針を示している。

[2 月 23 日付共同通信]

<テレビ視聴>長時間みる 子ども 言葉の発達に遅れ

日本小児科学会(衛藤義勝会長、約 1 万 8000 人)が 1 歳半の子どもの親を対象にした調査で、テレビやビデオを長時間みている子どもは、そうでない子どもに比べ、言葉の発達が遅れる割合が 2 倍にもなることがわかった。同学会は 2 歳以下の子どもにテレビを長時間みせないよう呼びかける提言をまとめ、4 月に公表する。

すでに小児科の開業医ら約 6500 人でつくる日本小児科医会(師研也会長)が今年 2 月に、2 歳までのテレビ・ビデオ視聴を控える提言をしており、小児医療の現場からの相次ぐ警告となる。

同委員会担当理事の清野佳紀・大阪厚生年金病院院長の話：2 歳以下は周りの環境に適応しようとする大切な時期。一方通行の情報を与えられると、コミュニケーションを取る手段である言葉が必要なくなる。2 歳以下の子どもには、できればテレビをみせないことを勧めたい。

[3 月 10 日付毎日新聞]

退職者らのシニア社会学会が「子育て連帯基金」提言

学者や退職者らがつくるシニア社会学会(会長・木村尚三郎東大名誉教授)は 15 日、社会保障を支える次世代の育成支援拡充を求める提言を坂口厚生労働相に提出した。

別々の財源で賄われている、保育サービスや育児休業などの子育て支

援策を統合し、「子育て連帯基金」を創設することなどを提案している。
[3 月 15 日付読売新聞]

働く女性に「第一子」の壁、 出産離職が 6 割に

仕事を持つ女性の 6 割が第一子の出産を機に離職し、その後も無職のままになっていることが、厚生労働省が 17 日に発表した「出生前後の就業変化に関する統計」で明らかになった。厚労省では「仕事を続けたくても続けられないケースでは、保育所の整備の遅れや家族の支援の不足が原因になっている」とみている。女性の仕事と育児の両立は簡単ではないことが、改めて明確になった。

出産前後とも仕事を継続している人は出産 1 年半後の時点では、56%が保育士に、23%が祖母に平日日中の子どもの世話をしてもらっていた。これに対し、自分で育児をしていた女性は 18%にとどまった。一方、出産前に離職した女性の 98%は、平日の日中も自ら育児をしていた。

また、仕事を継続している女性の夫は、17%が「子どもの食事の世話をしている」、33%が「子どもを野外へ遊びに連れて行く」のに対し、出産前に離職して無職の女性の夫では、それぞれ 7%、14%という割合だった。夫の協力が、仕事を続ける支えになっているようだ。

岩手県立大社会福祉学部鈴木真理子助教授は、「仕事を続けたい人には、2、3 年間は子どもを家庭で育てられるよう、育児休業の期間を延

ばすのが理想的だ」と指摘している。
[3月18日付読売新聞]

＜ハンセン病＞資料館に新棟建設 厚労省が基本計画

ハンセン病の隔離政策による人権侵害の歴史を保存する資料館の整備について検討してきた厚生労働省の委員会(藤岡洋保委員長)は18日、東京都東村山市にある「高松宮記念ハンセン病資料館」に新棟を増設する基本計画をまとめた。06年度の開館を目指す。

資料館の拡充は、国が01年のハンセン病訴訟熊本地裁判決の控訴を断念した際に表明していた。新館の増設にあわせ、全国のハンセン病療養所などから新たに偏見・差別を象徴する資料を収集、展示内容を充実させる。

[3月18日付毎日新聞]

虐待被害の子どもら、施設から自立に支援金

親の暴力、養育放棄など児童虐待が増えるなか、児童養護施設で育った子どもたちが未成年で社会に出る際、自立するための資金を貸与する制度を、厚生労働省が新年度中に整備することが18日わかった。

虐待や経済的理由などで親と一緒に暮らせない子どもたちは、児童養護施設や里親に預けられるが、原則18歳で自立しなければならない。全国552か所の児童養護施設の入所者は約3万人おり、年間約1800人

が就職・進学する。

貸与制度は、施設を出てすぐ必要になる賃貸住宅の敷金、礼金や生活用品代などの支度資金が、年利3%で上限50万円。就学資金は無利子で、大学が月額6万5000円、短大・専門学校は同6万円を上限に、それぞれ修了年限まで貸与する。返済は卒業後20年以内。

[3月19日付読売新聞]

学校のバリアフリー化推進 安全で便利にと文科省

文部科学省の協力者会議は19日、障害のある子どもや高齢者が学校施設を安全で便利に利用できるようバリアフリー化を進める必要があると提言した報告書を同省に提出した。

不特定多数の人が利用する建物の建築主に、段差をなくしたり車いすのまま使えるトイレを設けるよう促す「ハートビル法」の改正により、学校施設もバリアフリー化の努力義務の対象となり、協力者会議が検討してきた。文科省は今後、報告書を基に指針を作成し、全国の教育委員会に送付する方針だ。

約3万5000校ある既存の小中学校については、耐震化や防犯対策の整備と併せ、積極的なバリアフリー化の修繕修理を進めるよう提言している。

[3月19日付共同通信]

サリンのケア制度、被害者70人が国に集団申請へ

地下鉄、松本両サリン事件の被害

者を無料で検診している非営利組織「リカバリー・サポート・センター」(R・S・C)は、サリン被害者を対象とした国の「アフターケア制度」に、70人の集団申請をすることを決めた。また、制度を充実させてPRするよう、厚生労働省に申し入れた。

この制度は、地下鉄サリン事件で労災認定を受け、後遺症に苦しむ人を対象に、労働省(現厚生労働省)が1997年に開始した。無料で検診やカウンセリングを受けられるが、現在までの利用者は12人にとどまっている。

[3月20日付読売新聞]

連携強化策を本音で議論 虐待事件受け関係省庁

大阪府岸和田市で起きた中3男子虐待事件を教訓に、国レベルで連携強化策を話し合うため、厚生労働、文部科学両省など関係省庁と関連団体の代表らでつくる「児童虐待防止対策協議会」が22日、厚労省で開かれた。

会議では各省庁の担当者らが連携強化に向けた課題などを報告。警察庁の菱川雄治少年課長は「児童相談所は土日や夜間の連絡が取りにくく、子どもの一時保護を迅速にできないことがある」と訴えた。

さらに相談所の立ち入り調査を親が拒否した場合、罰金刑の罰則があるのに適用された例がないとし「子どもの安全確保を最優先に、告発も含めた対応が必要」と提案した。

[3月22日付共同通信]